

農薬使用基準について

農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法第25条第1項で、農林水産大臣及び環境大臣は使用者が遵守すべき基準を定め、使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならないと定められています。この基準が「農薬を使用する者が遵守すべき基準」（農薬使用基準）です。

農薬取締法で規定する農薬使用者とは、食用に供される作物を栽培している者だけではなく、農産物等の栽培管理（家庭菜園やガーデニングなども含む）のために農薬を使用する者全てが農薬使用者に該当し、農薬使用基準を遵守する必要があります。

1 農薬使用者の責務

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにする。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにする。
- (3) 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする。
- (4) 農地等において栽培される農作物等又は農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにする。
- (5) 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにする。
- (6) 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにする。

2 農薬使用者が努力すべき基準

- (1) 農薬の表示事項（適用病虫害の範囲及び使用方法、被害防止方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項、最終有効年月）を守ること。
- (2) 航空防除を行う者は対象区域外への農薬の飛散防止をする。
- (3) ゴルフ場で防除を行う者はゴルフ場外への農薬の飛散防止をする。
- (4) 住宅地や住宅近接地域で農薬を使用する者は、農薬の飛散防止をする。
- (5) 水田で農薬を使用する場合は、流出を防止する。
- (6) 被覆を要する農薬を使用する場合は、揮散を防止する。
- (7) 農薬を使用したときは次に掲げる事項を帳簿に記載する。

①農薬の使用年月日、②使用場所、③対象農作物、④農薬の種類又は名称、⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

3 農薬使用者が遵守すべき基準

食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合は、農薬登録時に定められた次の事項を遵守する必要があります。

- ①適用作物
- ②単位当たりの使用量の最高限度
- ③希釈倍数の最低限度
- ④使用時期
- ⑤生育期間において含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

このうち、⑤の「生育期間」及び「総使用回数」の定義は以下のとおりです。

・生育期間

農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（その準備作業を含む。）から収穫までとする。果樹等の多年生植物にあつては、その直前の収穫から次の収穫までとする。

・総使用回数

含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいう。）

なお、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数をカウントするためには、ラベルの記載を確認する必要があります。

ラベル記載例

〇〇〇〇水和剤

作物名	適用病害名	希釈倍数 (倍)	使用液量 (ℓ/10a)	使用時期	本 剤 の 使用回数	使用方法	◎◎◎◎を 含む農薬の 総使用回数
りんご	黒星病	2,000	200～700	収穫14日前 まで	5 回以内 (ただし、開 花期以降散布 は 3 回以内)	散布	7 回以内 (ただし、開 花期以降散布 は 3 回以内)
	輪紋病	1,000					
日本なし	黒星病	1,000 ～1,500		収穫30日前 まで	4 回以内		5 回以内 (ただし、散 布 は 4 回 以 内)
西洋なし	輪紋病 うどんこ病						
もも	黒星病	2,000		収穫前日ま で	3 回以内		3 回以内 (ただし、休 眠期は 1 回)
	うどんこ病	1,000 ～2,000					